

訪問介護ステーション みらい運営規程

(事業の目的)

第 1 条 合同会社みらいが開設する訪問介護ステーション、みらい（以下「事業所」という。）が行う訪問介護、介護予防訪問サービス及び広域型訪問サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態もしくは要支援状態にある高齢者又は事業対象者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 介護予防訪問サービスの基本方針として訪問介護員等は利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて利用者の自立を促し、生活の質の向上に資するサービスの提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

3 広域型訪問サービスの基本方針として、事業所の訪問介護員等は、要支援状態にある高齢者又は事業対象者が可能な限りその居宅において機能の維持もしくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した生活を営むことができるよう掃除、買い物支援、調理、洗濯等の生活支援サービスを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復後を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業の実施に当たっては、東三河広域連合、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問介護ステーション みらい
- (2) 所在地 豊橋市二川町字東向山 174 番地 2

(職員の職種、数及び職務の内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一行的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規程を守らせるため必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 1 名以上

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ・訪問介護計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携にすること。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

- (3) 訪問介護員等 2・5 以上（常勤換算）

訪問介護員等は、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。
- (2) 営業時間 午前 9 時から午後 6 時までとする。
- (3) 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料等)

第 6 条 事業の内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額もしくは東三河広域連合が定める額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(1) 訪問介護、介護予防訪問サービス

①身体介護

②生活援助

(2) 広域型訪問サービス

①生活援助

2 第 8 条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、事業所の実施地域を越える地点から、1 キロメートルあたり 10 円を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(緊急時等における対応方法)

第 7 条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条通常の事業の実施地域は豊橋市とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 9 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、訪問介護員等その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年 1 回以上）実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（その他運営についての留意事項）

第 10 条 事業所は、すべての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。）に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 6 か月以内

(2) 継続研修 年 1 回

2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施する。

3 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持をさせるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社みらいと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。